

## 病院等における薬剤師等の配置基準等を条例で規定することについて

### 1 背景

- (1) 地方自治体の条例制定権の拡大、国による地方自治体に対する事務処理またはその方法を見直すこと、市町村への権限移譲を行うことにより、地方自治体の自主性を強化するため、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年5月2日公布。以下「第一次一括法」という。）及び「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年8月30日公布。以下「第二次一括法」という。）が制定された。
- (2) これまで、病院、社会福祉施設等に関する施設、設備、運営の基準は、法律に基づき厚生労働省令で定められていたが、第一次一括法、第二次一括法の制定に伴い、これらの基準の設定は、県（一部は中核市、市町村）が制定する条例に委任されることになった。

### 2 条例で基準を定める必要のある病院、社会福祉施設等

#### (1) 第一次一括法関係

##### ア 老人福祉法関係

- ・ 養護老人ホーム ※
- ・ 特別養護老人ホーム ※

##### イ 介護保険法関係

- ・ 指定介護予防サービス ※
- ・ 指定地域密着型介護予防サービス（市町村が条例を制定する。）
- ・ 指定居宅サービス ※
- ・ 指定地域密着型サービス（市町村が条例を制定する。）
- ・ 指定介護老人福祉施設 ※
- ・ 指定介護老人保健施設 ※
- ・ 指定介護療養型医療施設 ※

##### ウ 障害者自立支援法関係

- ・ 指定障害福祉サービス ※
- ・ 指定障害者支援施設 ※
- ・ 障害福祉サービス事業 ※
- ・ 障害者支援施設 ※

##### エ 児童福祉法関係

- ・ 指定知的障害児施設 ※
- ・ 助産施設 ※
- ・ 乳児院
- ・ 母子生活支援施設 ※
- ・ 保育所 ※
- ・ 児童厚生施設
- ・ 児童養護施設

- ・ 知的障害児施設
- ・ 盲ろうあ児施設
- ・ 肢体不自由児施設
- ・ 重症心身障害児施設
- ・ 情緒障害児短期治療施設
- ・ 児童自立支援施設
- ・ 児童家庭支援センター

注) 児童福祉法の改正により、平成 24 年 4 月 1 日から、障害種別ごとの施設体系について、通所・入所の利用形態の別に一元化される予定。

※印の施設、サービスについては、中核市である盛岡市も基準に関する条例を制定する必要がある。(中核市へ権限が移譲されるため。)

## (2) 第二次一括法関係

### ア 医療法関係

- ・ 病院の薬剤師・看護師等の人員配置、談話室等必置施設の配置に関する基準
- ・ 療養病床を有する診療所の薬剤師・看護師等の人員配置、談話室等必置施設の配置に関する基準
- ・ 病床数算定方法に関する基準（医療計画に関するもの）

### イ 生活保護法関係

- ・ 保護施設

### ウ 社会福祉法関係

- ・ 老人福祉法の規定による軽費老人ホーム
- ・ 売春防止法の規定による婦人保護施設
- ・ 授産施設

### エ 児童福祉法関係

- ・ 指定障害児通所支援事業者の指定に係る申請者の法人格に関する基準

### オ 障害者自立支援法関係

- ・ 指定障害福祉サービス事業者の指定に係る申請者の法人格に関する基準

## 3 第一次一括法、第二次一括法の施行日

平成 24 年 4 月 1 日（基準設定の権限を県条例に委任する改正部分）

ただし、平成 25 年 3 月 31 日までの間、基準設定に係る県条例の制定施行までは、厚生労働省令で定める基準を条例で定める基準とみなすとする経過措置がある。

## 4 県条例制定に係るスケジュール

- |                     |                     |
|---------------------|---------------------|
| (1) 平成 24 年 1～3 月ころ | 関係審議会に条例案作成の方向性等の報告 |
| (2) 平成 24 年 5～8 月ころ | 関係審議会に条例案の報告        |
| (3) 平成 24 年 9 月以降   | 県議会に条例案の提案          |

# 第一次一括法の概要

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成 23 年 5 月 2 日公布)

## 1 一括法制定の趣旨

平成 21 年 12 月 15 日に閣議決定された地方分権改革推進計画を踏まえ、地方自治体の条例制定権の拡大、国による地方自治体に対する事務処理またはその方法を見直すため、関係法律の整備(42 法律)を行ったもの。

## 2 一括法の内容

### (1) 条例制定権の拡大

施設、道路等設置管理基準の設定を地方自治体の条例に委任する。

(例) 保育所等の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

道路の構造の技術的基準

公営住宅の整備基準及び収入基準

### (2) 国による地方自治体に対する事務処理またはその方法の見直し

協議、同意、許可・認可・承認の制度の見直し

(例) 市町村立幼稚園の設置廃止等に係る都道府県教育委員会の認可を届出制に変更

## 3 施行期日

(1) ただちに施行できるもの ⇒ 平成 23 年 5 月 2 日

(2) 政令・省令等の整備が必要なもの ⇒ 平成 23 年 8 月 2 日

(3) 地方自治体の条例や体制整備が必要なもの ⇒ 平成 24 年 4 月 1 日 ※

※ ただし、平成 25 年 3 月 31 日までの間、基準設定に係る県条例の制定施行までは、厚生労働省令で定める基準を条例で定める基準とみなすとする経過措置がある。

## 第二次一括法の概要

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成 23 年 8 月 30 日公布)

### 1 一括法制定の趣旨

平成 22 年 6 月 22 日に閣議決定された地域主権戦略大綱を踏まえ、地方自治体の条例制定権の拡大、国による地方自治体に対する事務処理またはその方法を見直すこと、市町村への権限移譲を進めるため、関係法律の整備(188 法律)を行ったもの。

### 2 一括法の内容

#### (1) 条例制定権の拡大

施設、道路等設置管理基準の設定を地方自治体の条例に委任する。

(例) 生活保護施設の設備及び運営に関する基準

指定障害福祉サービス事業者の指定に係る申請者の法人格に関する基準

公園等のバリアフリー化構造基準

#### (2) 国による地方自治体に対する事務処理またはその方法の見直し

ア 協議、同意、許可・認可・承認の制度の見直し

(例) 町村の福祉事務所設置の知事同意協議の知事同意を廃止

イ 計画等の策定及びその手続の見直し

(例) 山村振興計画の策定義務の廃止

#### (3) 市町村への権限移譲

都道府県の権限を市町村へ移譲するもの。

(例) 身体障害者相談員等の配置(引き続き都道府県も配置可)

社会福祉法人の指導監督権限の市への移譲

### 3 施行期日

(1) ただちに施行できるもの ⇒ 平成 23 年 8 月 30 日

(2) 政令・省令等の整備が必要なもの ⇒ 平成 23 年 11 月 30 日

(3) 地方自治体の条例や体制整備が必要なもの ⇒ 平成 24 年 4 月 1 日 ※  
または平成 25 年 4 月 1 日

※ ただし、平成 25 年 3 月 31 日までの間、基準設定に係る県条例の制定施行までは、厚生労働省令で定める基準を条例で定める基準とみなすとする経過措置がある。

○参考

■病院の薬剤師・看護師等の人員配置、談話室等必置施設の配置に関する基準（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）の抜粋）

	項目	具体的な基準
人員配置の基準	薬剤師	精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を150をもって除した数と、精神病床及び療養病床に係る病室以外の病室の入院患者の数を70をもって除した数と外来患者に係る取扱処方せんの数75をもって除した数とを加えた数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。）
	看護師及び准看護師	療養病床、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を4をもって除した数と、感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を3をもって除した数とを加えた数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。）に、外来患者の数が30又はその端数を増すごとに1を加えた数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。
	看護補助者	療養病床に係る病室の入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1
	栄養士	病床数100以上の病院にあっては、1
	診療放射線技師、事務員その他の従業者	病院の実状に応じた適当数
	理学療法士及び作業療法士	療養病床を有する病院にあっては、病院の実状に応じた適当数
必ず設置しなければならない施設		消毒施設及び洗濯施設（法第15条の2の規定により繊維製品の滅菌消毒の業務又は寝具類の洗濯の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。）
		療養病床を有する病院にあっては、談話室、食堂及び浴室